

当施設における業務継続と感染防止対策について

令和2年4月24日付にて厚労省から出された「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」による事業継続要請に基づき、緊急事態宣言発令後も利用者やそのご家族様の生活を継続する観点から、十分な感染防止に留意しつつ、入所サービス、ショートステイ、デイケアを行っています。この度、業務継続についてご不安を感じられているご家族様がいらっしゃるご同様に、改めて要請前から当施設で行っている感染対策の概要をご説明するとともに、万が一感染が発生した際の対応について、ご説明申し上げます。

施設長

□施設内での感染対策

○検温の徹底

職員の他、リネンなどの業者の方々にも検温を実施し、37.2℃以上の方の立ち入りを禁止しています。また、面会に来られるご家族様の検温も行い、同様に37.2℃以上の場合、面会をご遠慮頂いています。

○マスク着用の徹底

通勤は、公共交通機関を避けて、マイカー通勤あるいは時間差出勤の実施による感染回避策を講じています。やむを得ず公共交通機関を利用する職員はマスク着用の徹底を行っています。また、面会時のマスクの着用もご協力して頂いておりますが、飲食等が伴う場合には、飛沫防止用のシートを間に挟んで頂いています。

○施設内の消毒と換気

朝夕2回以上、手すりやドアノブ、いすやテーブル等利用者様が手で触る場所を消毒液による拭き上げを行っています。また、1日に5回以上、窓を開放して換気を行っています。

○ショートステイ、デイケアに関して

お迎えの際に、ご本人様だけでなくご家族の健康状態についてもお伺いし、少しでも風症状がある場合には、ご利用をご遠慮いただいています。また、ご利用中の健康状態にも注意を払い、少しでも異常があれば、看護師や医師の判断のうえで、ご利用を中断して頂いています。デイケアにおいては、送迎車両を増やし乗車人数を少なくするとともに、消毒の徹底やダイニングのテーブルの配置を変えて、利用者様同士の間隔を確保し運営しています。

□コロナ発生時の対応

○コロナを疑う事案が発生した場合

- ・ 個室に移動し、行政を通して速やかにPCR検査を実施します。

○PCRで陽性になった場合

- ・ 行政と連携し医療機関に搬送するとともに、ショートステイとデイケアを中止して、感染の拡大防止(接触職員のPCR検査や自宅待機)に努めます。
- ・ 医療機関が決まる間、施設内で感染区域を明確にし(ゾーニング)、感染区域(レッドゾーン)から非感染区域(グリーンゾーン)に感染が広がらないよう、防護服などの着用を徹底します。すでに防護服の着脱訓練を全介護職員が受けています。
- ・ 施設の状況の周知は、適時、ご家族への個別連絡とホームページ上にて行います。

令和2年4月22日 感染対策委員会